

2021年7月9日

かながわ市民オンブズマン

住民訴訟提起のお知らせ

私たちは、カジノを含むIR事業のために横浜市の所有地（山下ふ頭）が使われることに反対して、これまでに3回にわたって住民監査請求をしました（①2017年9月6日、②2020年3月9日、③2021年5月25日）。

私たちの監査請求は、3回とも「市有地の貸付けは確実な話ではない」、「議論は時期尚早」などという理由で却下されて来ました。②については住民訴訟も提起しましたが、横浜地方裁判所の結論（2021. 2. 24判決）も同じでした。

しかし、①②の段階とは違って、国の「基本方針」（2020. 12. 18）に基づく横浜市の実施方針・募集要項も確定し（2021. 1. 21）、事業者の選定が進められている今日において、「議論は時期尚早」などという余地は最早ない筈です。

8月22日に予定されている市長選において、「カジノ反対」の新市長が誕生すれば、このような住民訴訟を維持する必要はなくなりますが、予断を許さない情勢なので提訴期限の迫った本日、本件訴えを提起致しました。

（「カジノ反対」の新市長が誕生した場合には、この訴えは取下げることになります）

訴状の内容は別添のとおりです。